

社会福祉法人山形県社会福祉事業団役員等報酬規程

平成 29 年 6 月 20 日 制定

改正 平成 30 年 3 月 20 日

平成 31 年 3 月 20 日

令和 2 年 3 月 19 日

令和 3 年 3 月 23 日

令和 6 年 3 月 15 日

令和 7 年 3 月 17 日

令和 8 年 3 月 24 日

令和 8 年 6 月 29 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第 8 条及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（事業団の事務所を主たる勤務場所とする者）については、報酬等を支給するものとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬総額の決定)

第 3 条 定款第 22 条第 1 項で定める全理事の報酬総額（第 6 条に定める職員給与を含む。）は、1 年度 41,317,000 円以内とする。

2 定款第 22 条第 1 項で定める全監事の報酬総額は、1 年度 404,000 円以内とする。

(常勤役員の報酬等)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬（期末手当を含む。） 別表第 1 に定める額の範囲内で、理事会において決定する。
- (2) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、事業団役職員旅費規程（平成 18 年 3 月 14 日）（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費（費用弁償）を支給する。

(期末手当の額)

第 4 条の 2 常勤役員の期末手当の額は、期末手当の額の計算の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。

2 前項の期末手当基礎額は、その者の受けるべき報酬月額に 100 分の 38 の割合を乗じて得た額を当該報酬月額に加算した額とする。

(非常勤役員等の報酬等)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（費用弁償）を支給する。ただし、現地経費に代えて日当を支給し、当該額は1日につき2,600円とする。

(事業団職員給与との併給)

第6条 常勤理事が事業団職員を兼ねる場合には、事業団役職員給与等支給規程に定める職員給与及び旅費規程に定める旅費を支給し、第4条に規定する報酬等は支給しない。

2 非常勤理事が事業団職員を兼務する等により職員給与等を支給している場合には、職員給与等とは別に、前条第1号に規定する報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 第4条第1号に規定する報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、第5条第1号に規定する報酬は、その都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出により同意を得られた場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 第4条第2号及び第5条第2号に規定する旅費（費用弁償）は、その都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出により同意を得られた場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第8条 役員等に対する報酬の支給日は、次の各号に定める日とする。

(1) 常勤役員の月額報酬 毎月21日に当月分を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(2) 常勤役員の期末手当 社会福祉法人山形県社会福祉事業団職員給与等支給規程の規定に準ずる。

(2) 前2号以外の報酬等 理事会、評議員会及び監事監査等に出席の都度、支給する。

(月の中で交代した場合の報酬等の算定方法)

第9条 常勤役員が月の中で交代した場合の報酬月額は、職員給与の例により日割り計算を行い、支給する。

(公表)

第10条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等

の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

(旧規定の廃止)

- 2 事業団役員報酬等支給規程（平成 11 年 3 月 26 日）及び事業団評議員報酬等支給規程（平成 11 年 3 月 21 日）は、廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日）

この規程は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 15 日）

この規程は、令和 6 年 3 月 15 日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、別表第 2 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日）

この規程は、令和 7 年 3 月 17 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日）

この規程は、令和 8 年 6 月 29 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

役 職 名	報酬（期末手当を含む。）
理 事	年額 6,638,000 円

別表第 2

(1) 理事

役 職 名	報 酬
理 事	理事会への出席 1 回につき 10,100 円
	その他理事長が依頼した会議等への出席 1 回につき 10,100 円

(2) 監事

役 職 名	報 酬
監 事	理事会及び評議員会への出席 1 回につき 並びに監査実施日 1 日につき 10,100 円
	その他理事長が依頼した会議等への出席 1 回につき 10,100 円

(3) 評議員

役 職 名	報 酬
評 議 員	評議員会への出席 1 回につき 10,100 円
	その他理事長が依頼した会議等への出席 1 回につき 10,100 円